

平成27年度 特別区国保基準保険料率に係る基礎数値(基礎賦課額・後期高齢者支援金分)

医療分

区 分	平成27年度 (案) A	平成26年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B	
一般被保険者数 (若人・前期高齢者)	2,432千人	2,479千人	△47千人	△1.90%	
一般分保険者負担分医療費(D) (1人当たり医療費)	5,220億円 (214,630円)	5,249億円 (211,742円)	△29億円 (2,888円)	△0.55% (1.36%)	
前期高齢者交付金(E) (納付金と相殺後の金額)	1,620億円	1,584億円	36億円	2.27%	
賦課率(F)	50%	50%	据置	—	
特定健診・保健指導費(G)	13億円	12億円	1億円	8.33%	
高額療養費(H)	159億円	※ 77億円	82億円	106.49%	
賦課総額(I=(D-E)×F+G+H)	1,972億円	1,922億円	50億円	2.60%	
賦課割合(所得割 : 均等割)	58:42	58:42	据置	—	
保 率 險 料	所得割料率	6.45/100	6.30/100	0.15/100	2.38ポイント
	均等割額	33,900円	32,400円	1,500円	4.63%
賦課限度額	520,000円	510,000円	10,000円	1.96%	
1人当たり保険料 (減額措置による減額前の金額)	81,103円	77,216円 (77,512円)	3,887円 (3,591円)	5.03% (4.63%)	

※減額措置費用相当分11億円含む

後期高齢者支援金分

区 分	平成27年度 (案) A	平成26年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B	
一般被保険者数 (若人・前期高齢者)	2,432千人	2,479千人	△47千人	△1.90%	
後期高齢者支援金 (病床転換支援金含む)	1,237億円	1,289億円	△52億円	△4.03%	
計(D)	1,237億円	1,289億円	△52億円	△4.03%	
賦課率(F)	50%	50%	—	—	
賦課総額(G=D×F)	619億円	644億円	△25億円	△3.88%	
賦課割合(所得割 : 均等割)	58:42	58:42	据置	—	
保 率 險 料	所得割料率	1.98/100	2.17/100	△0.19/100	△8.76ポイント
	均等割額	10,800円	10,800円	—	—
賦課限度額	170,000円	160,000円	10,000円	6.25%	
1人当たり保険料 (減額措置による減額前の金額)	25,442円	25,887円 (25,989円)	△445円 (△547円)	△1.72% (△2.10%)	

平成 27 年度基準保険料率算定における基本的な考え方

①住民税非課税措置者への減額措置を終了する。

住民税非課税者を対象に25年度は旧ただし書き所得から50%を減額し、26年度は旧ただし書き所得から25%を減額した減額措置は終了する。

②高額療養費等の一部を保険料賦課総額へ算入する。

27年度の高額療養費等の賦課総額への算入については、25年度に策定した「高額療養費等の賦課総額算入に向けたロードマップ」に基づき高額療養費等の賦課額の2/4を算入する。

《高額療養費等の賦課総額算入に向けたロードマップ》

一般会計繰入金の圧縮及び今後想定される国保運営主体の都道府県化に向けて、保険料賦課総額の算定方法を基準政令に近づけるため、平成26年度から平成29年度までの4年間で高額療養費等の賦課額を算入することとし、平成26年度に1/4、平成27年度に2/4、平成28年度に3/4、平成29年度に4/4(全額)算入していく。

③賦課割合は据え置きとする(58:42)。

26年度と比較して、高額療養費等の賦課額増及び減額措置終了に伴い保険料負担が厳しい世帯の急激な上げ幅を緩和するため、賦課割合を据え置き58:42とする。